特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

山武市保健福祉部高齢者支援課

特定事業所集中減算の「紹介率最高法人」について計算した割合が80％を超えている場合であっても、「正当な理由」がある場合は減算の対象外となります。

減算の対象外となる正当な理由がある場合には、特定事業所集中減算算定表にその理由を記入し、必要な書類を添付して、山武市へ提出してください。

「正当な理由」の基準は、厚生労働省通知（老企第36号第３の10）で示された「国の例示」及び令和6年8月13日付「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」に基づき、次のとおりとします。

１ 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において、「サービス種別ごとの事業所数」が、当該判定期間の初日現在で、５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「１」と記入してください。

千葉県介護サービス情報公表システムの事業所一覧の画面印刷をしたものを添付し、事業所の数を証明してください。

２　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「２」と記入してください。

特別地域居宅介護支援加算の通知を添付してください。

３ 判定期間の１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「３」と記入してください。添付書類はありません。件数の根拠を事業所において整理してください。

４ 判定期間の１か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位

置付けられた居宅サービス計画の件数が１か月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４」と記入してください。

添付書類はありません。件数の根拠を事業所において整理してください。

５　「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに該当する場合

1. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「５①」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

１．当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書

（別添３）

２．上記理由書を提出した利用者に係る「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添４）

３．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

４．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２ ）

1. 当該事業について、「紹介率最高法人」がISO の認証（ISO09001）を取得している場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「５②」と記入してください。

ISO認証を証明する文書の写しを添付してください。認証を受けており、且つ当該サービスが評価の対象となっていることがわかる表記の書類が必要です。

1. 当該事業について、「紹介率最高法人」が、福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、実施が90％以上（端数処理については、小数点以下第２位を四捨五入とする。）であり、かつ県の公表に同意する場合

　 なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前

３年度分までのものとする。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「５③」と記入してください。

当該サービス事業所が評価の対象となった、福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分の写しを添付してください。

1. 当該事業について、「紹介率最高法人」が、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業を併せて実施している通所介護事業所で、事業所評価加算を算定している場合

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「５④」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

１．事業所評価加算を算定していることが分かる書類（県からの通知等）の写し

２．介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し

６　その他正当な理由と市長が認めた場合

当該事項を適用する際は、個別に判断することとするが、現時点で「正当な理由」と考えられるのは下記のとおりである。

1. 過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域、山村振興法における振興山村をサービス提供地域に含む居宅介護支援事業所において、当該地区に所在する通所介護事業所が最高法人になっている場合には、通所介護について「正当な理由」があるものとして取り扱う。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６①」と記入してください。

1. 下記のような事情を有する者または事業所を除いて再計算した結果、８０％以下となった場合には、「正当な理由」があるものとして取り扱う。

ア　該当するサービスにおいて社会福祉法人における減免制度を利用している者

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６②ア」と記入してください。

１．給付費明細書（様式第２）等の該当者が当該事業所で実際に減免を受けていることを確認できる書面の写し

２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

　イ　今回の算定期間内に従前の居宅介護支援事業者がやむなく廃止、休止となった結果、引継先として当該事業所で居宅介護支援をすることとなった者。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６②イ」と記入してください。

１．経緯が明らかとなる書面の写し

２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

　ウ　市町村や都道府県で状況を把握した結果、支援が困難な事例と判断された者について、上記機関との調整の結果、当該事業所で居宅介護支援を開始することとなった場合。なお、上記判断に基づき、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが調整を行った場合も含まれる。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６②ウ」と記入してください。

１．支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことが分かる概要書（別添５）

２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

　エ　利用者の状況についてアセスメントを行った結果、加算等の体制を整備している事業所をケアプラン上位置づける必要がある場合に、その条件に合致する事業所が当該サービス提供地域内に１箇所しか存在しなかったため、その事業所を使用せざるを得なかった者。　この事例の場合、など記録上その事実が確認できること、が必要である。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６②エ」と記入してください。

１．アセスメントやケアプランなどの事実の確認できる書面の写しとサービス提供票等で実際に利用していることを確認できる書面の写し

２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

　オ　サービスごとで見た場合に、利用者の日常生活圏域内に訪問介護などのサービス事業所が５事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合。資料の添付を要するものとする。実績の有無については、各判定期間を通して請求実績があるか否かによって判断するものとする。

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６②オ」と記入してください。

１．地域的な理由により利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中したことが分かる書面の写し及び当該利用者の日常生活圏域が分かる書面の写し

２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

1. 居宅サービス計画作成時点で、次のアからウに記載の内容のいずれかに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計画数が80％以下になる場合又は各サービス１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下になる場合

ア 訪問介護サービス

Ａ 通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６③アＡ」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

1. 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表

（別添１－１）

２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

Ｂ 夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６③アＢ」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

１．夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表

（別添１－１）

２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

Ｃ 特定事業所加算を算定している事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象として、当該事業所を位置づけている

居宅サービス計画

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６③アＣ」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

１．要介護４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）であるものを対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

イ 通所介護サービス

 時間延長又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「６③イ」と記入してください。

下記の書類を添付してください。

1. 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

７　その他

　※この規定によって、その事業所を利用することに正当な理由があると認められた利用者がいる場合は、集中割合を再計算する。その際当該利用者を除くものとし、再計算した結果集中割合が８０％を下回った場合は「正当な理由」があるものとして取り扱う。

1. 判定期間中に以下の事由があった事業所については、正当な理由があると認め減算を行わないものとする。

　　ア　事業所の休止を行った事業所

　　イ　新規に指定を受け開設された事業所

※特定事業所集中減算の計算に係る取扱いについて※

１～７について以下のとおり取扱うものとする。

　特定の事業所への集中割合が８０％を超えていたが１～７に該当する正当な理由があるものを除いた後に８０％未満となる場合は「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について（様式１）」及び「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書（別紙）」の提出を不要とする。ただし事業所は、山武市より特定事業所集中減算についての照会等を受けた場合には誠実に対応するものとし、書類について５年間は必ず保管することとする。